④　同一日に20人以上49人以下	
A　月20日目まで　30分以上の場合	285点
B　月20日目まで　30分未満の場合	219点
C　月21日目以降　30分以上の場合	275点
D　月21日目以降　30分未満の場合	209点
⑤　同一日に50人以上	
A　月20日目まで　30分以上の場合	275点
B　月20日目まで　30分未満の場合	211点
C　月21日目以降　30分以上の場合	265点
D　月21日目以降　30分未満の場合	201点

注１　医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者（当該通院対象者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の通院対象者に対して指定通院医療機関が同一日に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合の当該通院対象者（以下「同一建物等居住者」という。）を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物等居住者に限る。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	400点
③　同一建物内10人以上19人以下	340点
④　同一建物内20人以上49人以下	300点
⑤　同一建物内50人以上	270点
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	810点
③　同一建物内10人以上19人以下	688点
④　同一建物内20人以上49人以下	607点
⑤　同一建物内50人以上	546点

（新設）

（新設）

注１　医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者（当該通院対象者と同一の建物に居住する他の通院対象者に対して指定通院医療機関が同一日に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合の当該通院対象者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	400点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	810点
（新設）	
（新設）	
（新設）	